

令和 3 年 1 月 7 日
武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部
市 民 部

緊急事態宣言発出に伴う文化施設・コミュニティセンター等の対応について

緊急事態宣言期間中の文化施設・コミュニティセンター等の利用については、感染症対策を徹底した上で、以下のとおり対応する。

1 文化施設

- ・夜間の時間帯の貸出は、新規受付を停止する。
- ・午前及び午後の時間帯の新規貸出については、施設定員の 50% で受け付ける。
- ・予約済みの貸出について、午前及び午後の時間帯を含め、期間中の貸出をキャンセルする場合には使用料を全額還付する旨、予約者に対して情報提供を行う。
- ・夜間貸出がない場合は 20 時で閉館とする。夜間貸出がある場合も、貸出部分のみの最小限の開館とする。
- ・文化事業団の主催事業は、20 時までには終了予定である。ただし、希望者へのチケット払い戻しには応じる。共催や提携等の事業については、共催者等と協議により個別に判断する。
- ・シアターカフェは 19 時までの営業とする（通常どおり）。レストランカノン（市民文化会館 2 階）については営業休止中である。

2 コミュニティセンター

- ・閉館時間を繰り上げ、原則として 20 時で閉館とする（一部コミュニティセンターにおいては 20 時より繰り上げる場合がある）。
- ・コミュニティ協議会の主催事業については、引き続き感染症対策を徹底するものとし、実施可否や規模縮小・延期等の判断は個別に行う。
- ・施設貸出については、これまでの利用条件を基本的に継続し、マスク着用・手指消毒・換気・互いの距離確保等の感染症対策を徹底する。

3 商工会館市民会議室

- ・夜間の時間帯の貸出は、新規受付を停止する。
- ・午前及び午後の時間帯の新規貸出については、施設定員の 50% で受け付ける。
- ・予約済みの貸出について、午前及び午後の時間帯を含め、期間中の貸出をキャンセルする場合には使用料を全額還付する旨、予約者に対して情報提供を行う。